

第2章

多摩市の農業

1 多摩市の状況

(1) 位置・地形・自然環境

本市は東京都の多摩丘陵のほぼ中央北側、都心から約 30～35km 圏の東京都西部に位置し、東側は稲城市、北側は多摩川を挟んで府中市、西側は日野市と八王子市、南側は町田市、神奈川県川崎市といった多くの市に接し、東西約 7.3km、南北約 5.9km、面積は 21.01 km²となっています。

地形は、南部の多摩丘陵と北部の多摩川低地からなり、北部に多摩川が流れ、この支流である乞田川、大栗川が多摩丘陵に奥深く入り込み、多くの谷戸が形成されていた地域です。宅地開発にあたっては丘陵地の宅地造成が行われ、急傾斜地や高低差のある宅地などが各所で見られます。

市内には、多摩丘陵の面影となる樹林地が残されており、ニュータウン開発によって整備・再生された公園・緑地などの自然的環境は、多摩市を特徴づける大きな要素となっています。また、多摩川をはじめとした水辺では、野鳥や水生生物の重要な生息空間となっており、比較的豊かな生態系が形成されています。

〔多摩市の位置〕



資料：多摩市みどりの基本計画



市章



いきいきTAMA
シンボルマーク

(2) 人口・世帯数

かつての急激な人口増加はおさまり、平成2年以降は横ばい傾向にあり、令和2年には148,606人となっています。

世帯数は、総人口の増加に比例し、平成2年では73,160世帯と増加傾向にありますが、世帯人員は2.03人と減少傾向です。

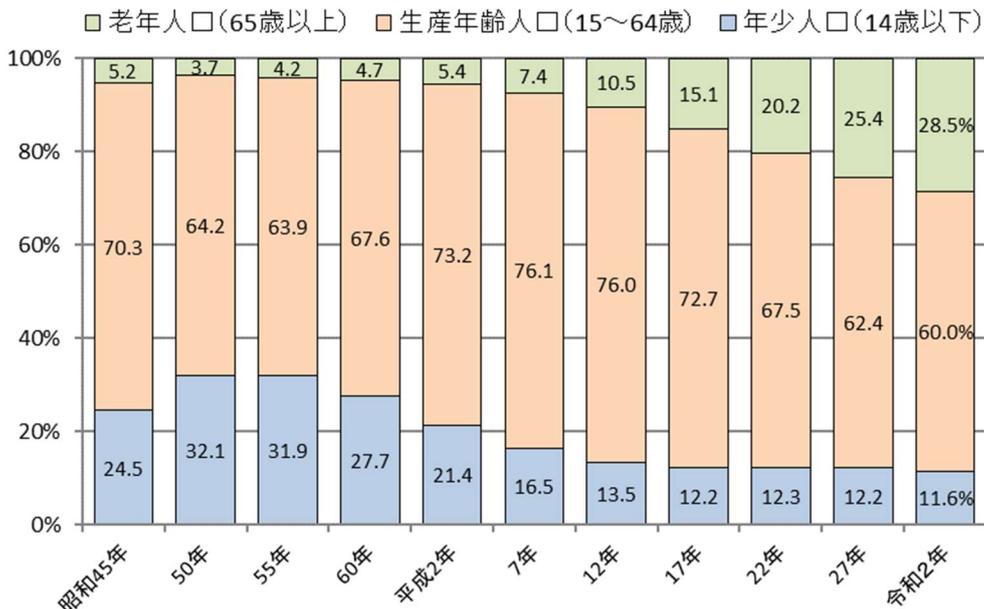
年齢階層別人口は、14歳以下の減少（平成7年16.5%から令和2年11.6%）とともに65歳以上の増加（平成7年7.4%から令和2年28.5%）など、少子・高齢化の進行が見られます。

〔人口、世帯数、世帯人員の推移〕



資料：統計たま 住民基本台帳（各年10月1日）

〔年齢階層別人口の推移〕

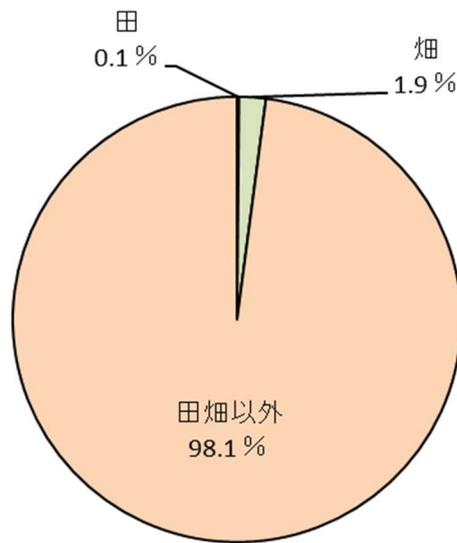


資料：統計たま 住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 地目別土地面積

令和2年度の地目別土地面積では、畑は市全体(2,007.0ha)の1.9%(38.5ha)となっています。また、わずかではありますが田が0.1%(2.9ha)あります。近年の推移では、田畑ともに減少傾向となっています。

〔地目別土地面積の割合(令和2年)〕



資料：統計たま 市民経済部課税課



農地の持つ多面的な機能イメージ図

資料：農林水産省ホームページより

2 多摩市農業の沿革

(1) これまでの歩み

本市は、南部の多摩丘陵と北部の多摩川低地からなり、北側に多摩川が流れ、この支流である大栗川と乞田川が多摩丘陵に深く入り込み、多くの谷戸が形成された地域です。

戦前までは、多摩川と大栗川に挟まれた平地が広がる地域は、多摩川の恩恵を受けた水田地帯でした。丘陵部は、谷戸田が山際まで迫り、丘には畑が広がっており、稲・麦・粟・野菜類を栽培し、生計を立てていました。

太平洋戦争中、当時の連光寺東部地区の一部が陸軍多摩弾薬庫用地として接収され、この地に存在した集落は移転を余儀なくされ、移転せずにすんだ農家もかなりの水田と畑を接収されてしまいました。これらの地は、終戦後、耕作を行っていた時期もありましたが、朝鮮戦争勃発により、再び接収され、現在に至っています。

戦後、農地改革が行われ、多くの自作農が誕生しました。しかし、一軒の農家がまとまって農地を所有しておらず、点在している状況でした。また、失業対策事業による農道・用水取水口の整備が各集落において行われ、特に農道整備においては、農家が土地を寄付することにより整備を図ったものも多く見られました。

昭和30年代の高度経済成長時期には、東京の市街地が郊外に延びはじめ、都市化の波が純農村であった多摩村にも押し寄せてくることになりました。

こうしたことから、都市生活者への食糧供給として、野菜・園芸作物・植木生産・養鶏・乳牛の飼育が始まるとともに、昭和34年には国庫補助事業を導入し、連光寺青年研修所（現在の連光寺本村集会所）が建設されました。馬引沢地区では地域の努力により生活改善センターが建設されました。昭和39年には町で農業近代化施設補助を始め、農業振興施策の展開を図ってきました。この頃が、本市における都市農業の創世期といえるでしょう。

都市農業の息吹が上がった昭和30年代には、大手私鉄による宅地分譲や東京オリンピック開催に伴う駒沢公園等の建設の移転住宅として一ノ宮住宅の造成等により、田畑が住宅に変わりました。その後も旧連光寺東部団地、旧馬引沢団地、京王一ノ宮住宅の小規模開発が行われ、ゴルフ場も同時期に3カ所建設されたことにより、農地の減少が見られました。

昭和39年には、一ノ宮関戸外四ヶ字連合土地改良区の解散がありましたが、産業としての農業に対しての大きなダメージではありませんでした。

多摩の農業に大きな転換を迫ったのは、昭和41年に事業認可された多摩ニュータウン開発でした。多摩ニュータウン開発では、既存集落の住民から、計画区域からの除外要望が出されたことにより、開発区域内の既存集落を新住宅市街地開発事業から除外し区画整理事業で施行することになりました。昭和45年には馬引沢地区等が編入され、約220haもの面積が区画整理事業の区域となりました。谷戸に沿った農家の集落は、地区の大半は畑と水田で、農家の大部分は兼業農家でした。区画整理区域内の農家では、転業や規模の縮小を余儀なくされ、また祖先から築き上げてきた大切な表土が失われ、堅い赤土や石が多い土と苦闘しながらの営農を続けた農家も多くいました。

また、ニュータウンの区域外でも都市化の進展が激しく、道路に面している農地は開発が進み、宅地に変貌することが多くなりました。

このような中でも、農家は農協園芸センターを設立し、都市住民への植木の供給を行うとともに、ガラス温室の導入などの対応を行い、農業経営への転換を模索しました。市としても農業団体への助成や花卉植木育苗補助を始め、昭和50年には多摩土地区画整理事業の一部で仮換地の使用収益が開始された

ことに伴い、市と農協が一体となり土壌改良実験を行いました。また、休耕田対策として昭和46年に「こども農園」がスタートし、昭和61年には、一般市民を対象を広げ「家庭菜園推進事業」を開始しました。

昭和50年代後半には、農地に対する課税負担の軽減のため、農地並課税とする長期営農継続農地制度ができました。このような状況の中で、都市農業の新たな展開と市の特産品を作ろうと検討が開始され、朝顔生産がはじまり、昭和56年に最初の品評会が行われました。それ以降「朝顔市」として現在まで続いています。また農協では、農産物の即売を行う等の様々な事業展開を行うようになりました。

しかし、一方では、安定した収入を得るためや、相続税対策として、やむなく農地をアパートや駐車場に転用する者も増えました。そうした中、農業の基盤となる農地の税制改正が行われ、平成3年には、それまでの長期営農継続農地制度が廃止され、新生産緑地制度への移行が行われました。

このことは、農家が将来にわたって農業を続けていくか否かを選択することとなり、その結果、平成4年の新生産緑地制度のスタート時には、市内農地83.3haのうち約28haが生産緑地の指定を受け、都市の中で保全されるべき農地が明確に位置付けられました。

この新生産緑地制度を踏まえて、今後の農業振興策を定めた本市では初めての農業分野の行政計画となる多摩市都市農業推進計画を策定し、様々な取り組みを開始しました。

平成5年度から農家の代表者である農業委員会が市民に都市農業への理解を深めてもらう取り組みとして児童館との共催により、親子が野菜の植え付けから収穫まで行う「家族体験農業」を、平成7年度から市民の農業への理解を促し、市民と農業者の交流を図るために、市内農地をめぐり収穫体験を行う「農業ウォッチングラリー」を始めました。

農業の生産基盤である農地を整備する土地改良事業にも取り組みました。東京都の補助事業として生産緑地保全整備事業を平成6年度に関戸地区、平成7年度に連光寺地区で実施しました。平成9年度には国庫補助を受け、旧一ノ宮関戸外四ヶ字連合土地改良区が浅川に設置した農業用水樋門の撤去工事及び築堤護岸工事を農業用河川工作物応急対策事業として実施しました。

後継者対策としては、平成8年度にJA東京みなみ多摩地区青壮年部員を対象にパソコンを活用した経理事務の取り組みを行いました。

平成7年に食糧管理法が廃止され、米の政府買い上げがなくなり全て自主流通に移行することを踏まえ、市内産米の新たな販路の開拓、特産品開発等を目的として、多摩市産米を100%使用した日本酒「原峰のいずみ」を農家、酒販組合、JAと共に開発し平成8年から販売を開始しました。品種としては、これまでに若水、そして現在では五百万石の酒造好適米を栽培しています。

この酒造好適米のうち酒米として出荷できなかった米の有効利用の観点から、味噌作りを目標に試作研究を重ねた結果、平成10年4月に「多摩の味噌 原峰のかおり」の試作品を完成しています。平成12年8月には、味噌の増量製造を目的として、多摩市の水稻生産農家4戸を中心に組織化した農事組合法人「多摩市農産加工組合」が設立され、販売が開始されました。

平成11年に国が「食料・農業・農村基本法」を制定したことを踏まえ、平成13年に多摩市都市農業推進計画の後継計画として「多摩市農業振興計画」を策定しました。

これ以後、エコファーマーなど環境保全型農業の取り組みが始まり、それまで長年続いていた米の生産調整の取り組みが終了しました。

平成21年3月に認定農業者制度を開始させることを目的に「多摩市農業振興計画（改訂版）」を策定しました。

平成 22 年 3 月には、学校給食に安定的な市内農産物を供給することを目的に、これまで学校給食に出荷していた農業者により、多摩市学校給食連絡協議会が設立されました。

市民への直売や情報発信の取り組みとして、平成 22 年度から 23 年度には「地産地消等アンテナショップ試行業務委託」を行い、永山に多摩市と友好都市である長野県富士見町の共同アンテナショップ「Ponte」を開設、平成 25 年度から「市内農産物及び特産品販売促進業務委託」を行い、多摩市の農産物応援サイト「agri agri」を開設しています。

農業の新たな担い手づくりとする「援農ボランティア」の取り組みでは、平成 23 年度に農業の「担い手対策研究業務委託」を実施し、その成果を生かし平成 27 年度より「援農ボランティア講習会」が開催され、講習生を受け入れる農家も広がってきており、講習会修了生も増えています。

農業生産では、平成 29 年度には明治大学との連携として、アスパラガスの採りつきり栽培[®]※1、ミニトマトのソバージュ栽培[®]※2に取り組み、新たな栽培方法として期待されています。

※1 苗定植後 1 年間株を育成し、翌年の春に萌芽した茎を全て採りきる栽培。病気の発生も少なく、防除などの作業が少なく済むため省力化が図れる。

※2 ミニトマトの苗を露地に定植後、芽かきや誘引などをあまり行わない放任状態に近い状態で栽培する方法。

生産緑地については、平成 4 年以降、平成 5 年から 8 年まで追加指定を行い、その後追加指定は行われていませんでした。しかし、その後の農業委員会からの働きかけにより、平成 17 年度に追加指定を一時再開し、更に平成 25 年からは毎年追加申請の受付をしています。令和 2 年時点において、多摩市では約 27ha の生産緑地が維持されています。

農業・農地がもつ多面的機能が国民（消費者）側からも注目され、都市農業の果たすべき役割への期待が高まっていることや、人口減少社会となり住宅需要の減少などの社会的要因を受け、国は都市農業の振興と都市農地保全に向けて、平成 27 年に「都市農業振興基本法」を制定しました。平成 29 年には生産緑地法の一部改正し「特定生産緑地制度」を創設、平成 30 年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行を行いました。東京都は令和 5 年にウクライナ危機など世界情勢の変化による生産コストの上昇や、DX による東京型スマート農業の推進、カーボンニュートラルを目指すなどの施策を盛り込んだ新たな農業計画である「東京農業振興プラン」を策定しました。

（２）多摩市農業の特徴

本市の農業は、多摩ニュータウン開発や区画整理事業をはじめとする都市化の進行により、農地・農家の減少が進み、小規模で農業販売額も少ない自給的農家（農林業センサスの規定する「経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ年間販売金額が 50 万円未満の農家」）が 7 割を占めています。一方このような状況の中でも、営農を続けている農家は、団結力が強く、全国でも早いうちに共同直売を行い、露地野菜を主とした少量多品目生産により、市民に安全・安心で新鮮な農産物を供給しています。少量多品目生産は、小回りの利く農業として市民の細かなニーズに応えることが可能になっています。また、椎茸栽培や朝顔生産、令和 3 年には東京都のインキュベーション農園事業へ参加している農業者もおり、農業生産を通して多摩市農業を維持、保全しています。

市民との関係では、農協との連携による学校給食への地場野菜の供給、家族体験農業、農業ウォッチングラリーなど市民に身近な農業としての取り組みを進めています。

市民は、農地保全意向が高く、近年は援農ボランティアに参加する市民が増加しつつあり、農家と市民の協働による農業・農地の維持保全の動きも始まっています。

3 多摩市農業・農地の現状

(1) 農地の現状

令和2年度の農地面積は、39.1haで総土地面積の1.9%で、うち生産緑地面積は、26.9haで農地面積の約68.5%となっています。また、相続税納税猶予制度適用農地面積は、12.5haで生産緑地面積の46.6%を占めています。

農地面積は減少傾向にあり、平成4年の83.3haから令和2年では39.1haとなり、44.2ha（年平均1.6ha減）の減少となっています。また、生産緑地面積は、平成4年と令和2年で見ると1.1haの微減となっており、農地面積は減少傾向にあることに対し、生産緑地面積は概ね横ばい傾向となっています。

〔農地面積〕

(単位:ha)

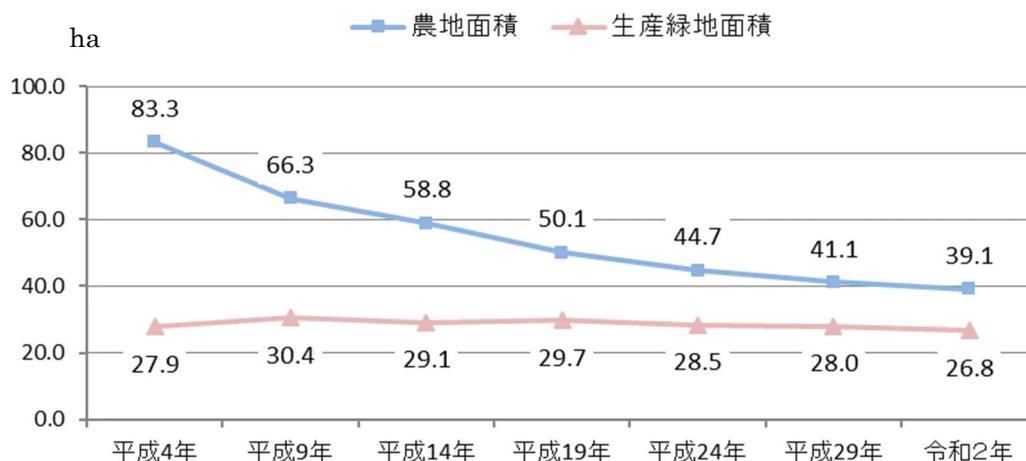
項目	面積	
総土地面積	2,101	
農地面積(R2)	39.1	1.9%(総土地面積に対する割合)
うち生産緑地面積(R2)	26.8	68.5%(農地面積に対する割合)
相続税納税猶予制度適用農地面積(R2)	12.5	46.6%(生産緑地面積に対する割合)

資料：令和2年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

※生産緑地：都市計画法による地域地区の一種で生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため区市が指定。生産緑地に指定されると長期の営農が義務づけられるが、税の軽減措置が受けられる。

※相続税納税猶予制度：相続又は遺贈により農地等（農地、採草放牧地及び準農地）を取得し、当該農地及び採草放牧地が引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される。

〔農地面積・生産緑地面積の推移〕



資料：農地面積は固定資産の価格等の概要調査、生産緑地面積は都市整備部都市計画課

〔生産緑地地区の指定状況〕

生産緑地地区の指定状況									
年度	追加		削除		面積精査等		全体		地区数
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (ha)	
平成4	147	278,600	0	0	0	0	278,600	27.86	147
平成5	12	12,470	0	0	0	0	291,070	29.11	153
平成6	8	12,520	1	540	0	0	303,050	30.31	158
平成7	2	3,150	0	0	0	0	306,200	30.62	159
平成8	1	60	0	0	0	0	306,260	30.63	158
平成9	0	0	2	2,160	1	80	304,180	30.42	157
平成10	6	2520	5	2660	1	-60	303,980	30.4	156
平成11	0	0	1	1,290	0	0	302,690	30.27	155
平成12	0	0	1	2,980	0	0	299,710	29.97	155
平成13	2	730	3	2840	0	0	297,600	29.76	155
平成14	0	0	1	1,610	11	-4,690	291,300	29.13	156
平成15	0	0	6	3,610	2	210	287,900	28.79	154
平成16	0	0	4	5,970	43	18,070	300,000	30.00	152
平成17①	0	0	5	3,880	3	300	296,420	29.64	149
平成17②	13	10,120	0	0	0	0	306,540	30.65	158
平成18	0	0	6	7,030	2	20	299,530	29.95	156
平成19	0	0	4	2,900	0	0	296,630	29.66	153
平成20	0	0	4	2,890	0	0	293,740	29.37	151
平成21	0	0	2	1,900	5	-130	291,710	29.17	149
平成22	0	0	2	1,390	0	0	290,320	29.03	147
平成23	0	0	2	1,780	0	0	288,540	28.85	145
平成24	0	0	2	3,870	0	0	284,670	28.47	144
平成25	2	810	4	2,760	2	-110	282,610	28.26	146
平成26	4	3,420	2	1,370	0	0	284,660	28.47	146
平成27	0	0	2	880	0	0	283,780	28.38	145
平成28	0	0	8	4,430	5	1,720	281,070	28.11	140
平成29	1	10	2	910	0	0	280,170	28.02	139
平成30	4	1,340	2	1,050	0	0	280,460	28.05	140
令和元年	5	3,970	6	11,260	0	0	273,170	27.32	138
令和2	1	90	7	7,230	0	0	267,580	26.76	133
令和3	2	270	1	650	0	0	267,200	26.72	133
令和4	1	270	9	22,030	3	700	246,140	24.61	130

特定生産緑地地区の指定状況									
年度	追加		削除		面積精査等		全体		地区数
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (ha)	
令和2	84	174,410	0	0	0	0	174,410	17.44	84
令和3	25	29470	0	0	0	0	203,880	20.39	103
令和4	3	4430	6	5,720	2	270	202,860	20.29	105

※面積は、都市計画上の面積のため10㎡単位としています。

※平成17年度は、生産緑地の都市計画変更を2回行っているため、2回分記載しています。

※生産緑地地区の指定状況には特定生産緑地地区の指定状況も内包します。

【備考】

追 加：所有者の意思によって追加が行われた場合の件数と面積を記載しています。

削 除：所有者の意思によって削除が行われた場合の件数と面積を記載しています。

面積精査等：地籍調査による面積精査や区画整理による換地、公共用地の取得のためなどを要因とする
件数と面積を記載しています。

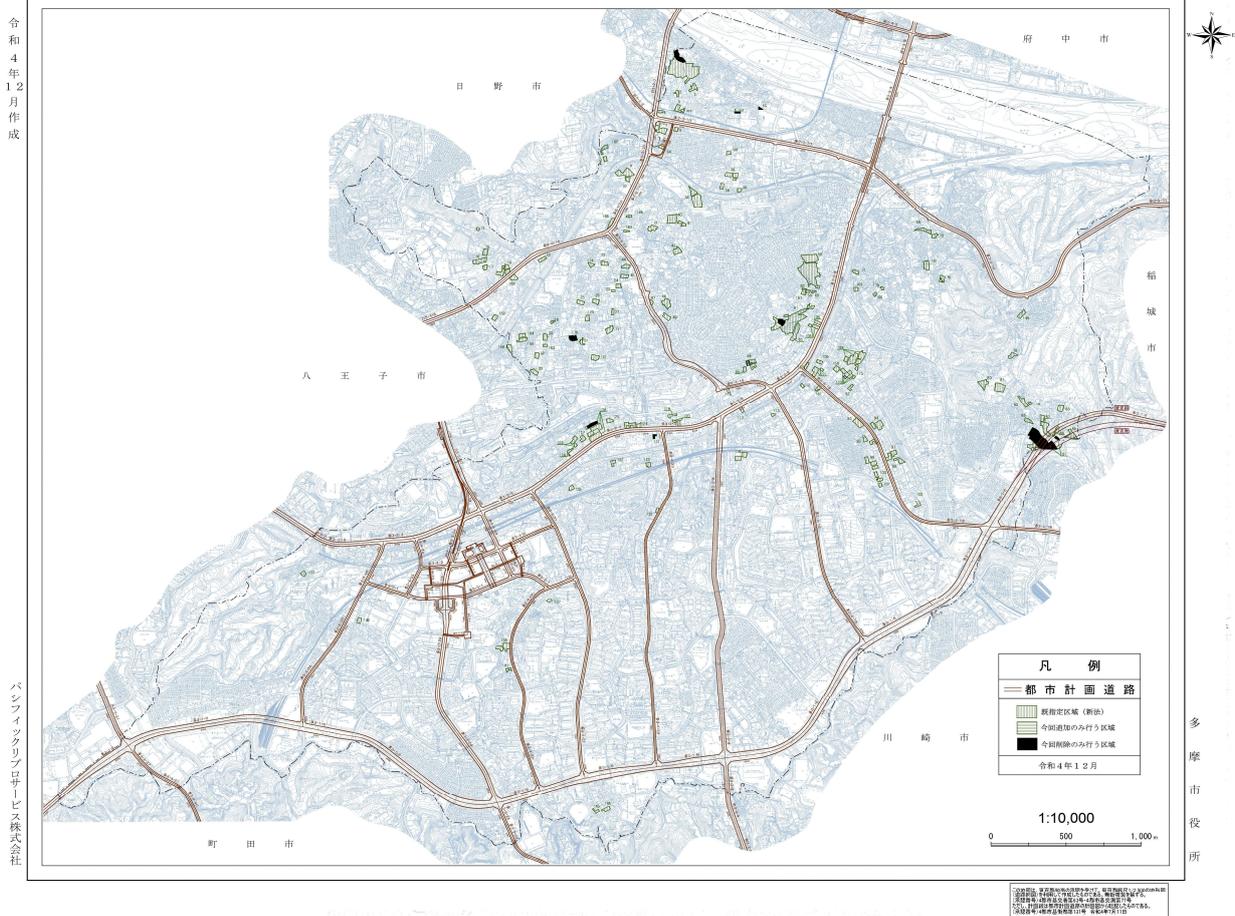
全 体：生産緑地の全体面積を記載しています。

地 区 数：生産緑地の全体の地区数を記載しています。

〔市内生産緑地内農地の位置〕（特定生産緑地含む）

多摩都市計画生産緑地地区総括図

多摩市全図



資料提供：多摩市都市計画課

農地の転用状況は、平成 21 年から令和 2 年の間では、年平均約 44.5 件、面積平均約 20,568.5 m²（1 件あたり約 462.2 m²）となっています。この数値については、農地転用届けを出したにも関わらず、地目変更登記を行わずにいた土地を、所有権移転等の際に地目変更登記が必要となったため、再度転用の届出をしたものも含む参考値です。

〔農地の転用状況〕

年度	第4条		第5条		計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
21	15	5,856.5	30	10,943.7	45	16,800.2
22	22	9,727.0	23	20,007.5	45	29,734.5
23	21	12,044.1	19	3,391.0	40	15,435.1
24	21	12,913.0	14	4,177.3	35	17,090.3
25	22	11,449.3	31	18,109.4	53	29,558.7
26	12	2,207.6	22	7,487.1	34	9,694.7
27	25	13,927.7	36	14,769.9	61	28,697.6
28	25	9,352.9	33	9,072.4	58	18,425.4
29	18	7,165.2	28	10,645.7	46	17,810.9
30	12	6,491.0	27	23,410.3	39	29,901.3
31/元	19	6,411.7	31	14,796.0	50	21,207.7
2	13	5,568.0	15	6,897.0	28	12,465.0

資料：多摩市決算事業報告書を基に作成。

(2) 農業産出額

令和2年の農業産出額は約121百万円で、野菜が80.2% (97百万円)、果樹が18.2% (22百万円)、稲・麦類が0.8% (1百万円) を占めています。上位品目の順位は、トマト(10%)、ブルーベリー(9%)、ナス(6%)、エダマメ(3%)、ネギ(3%)となっています。

近年では、農家数は減少するものの、農業産出額は横ばいで推移しています。全体の農地面積が減少する一方で、生産緑地は維持されています。このことから、生産緑地の維持は、農業産出額の確保と連動しているものと考えられます。

〔農業産出額内訳(令和2年)〕

品種	産出額(百万円)	構成比
合計	121	100.0%
野菜	97	80.2%
果樹	22	18.2%
稲・麦類	1	0.8%
豆類	0	0.0%
そば・雑穀類	0	0.0%
工芸農作物	0	0.0%
花き	0	0.0%

〔農業産出額順位(令和2年)〕

順位	品目	構成比
第1位品目	トマト	10%
第2位品目	ブルーベリー	9%
第3位品目	ナス	6%
第4位品目	エダマメ	3%
第5位品目	ネギ	3%

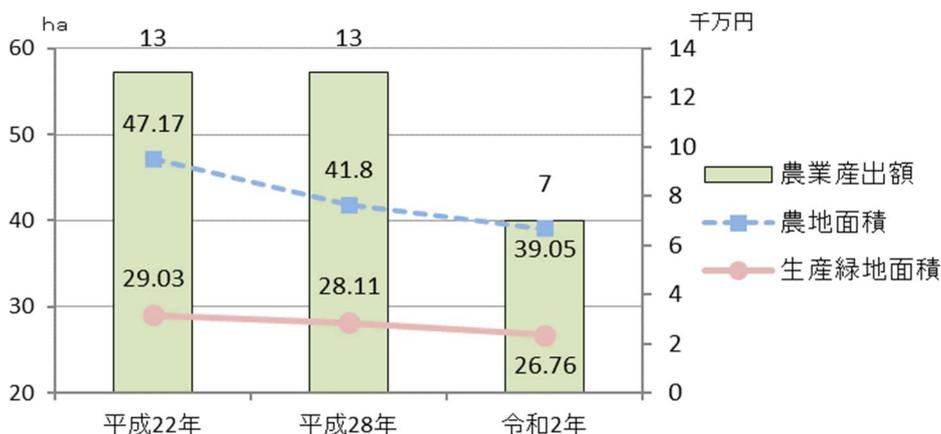
※グランドカバー類は除く

資料：令和3年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

※植木・緑肥作物は除く。

※表示単位に満たないものは、「0.0%」で表記。

〔農業産出額と生産緑地面積〕



資料：平成22年～令和2年の農業産出額は東京都農産物生産状況調査結果報告書

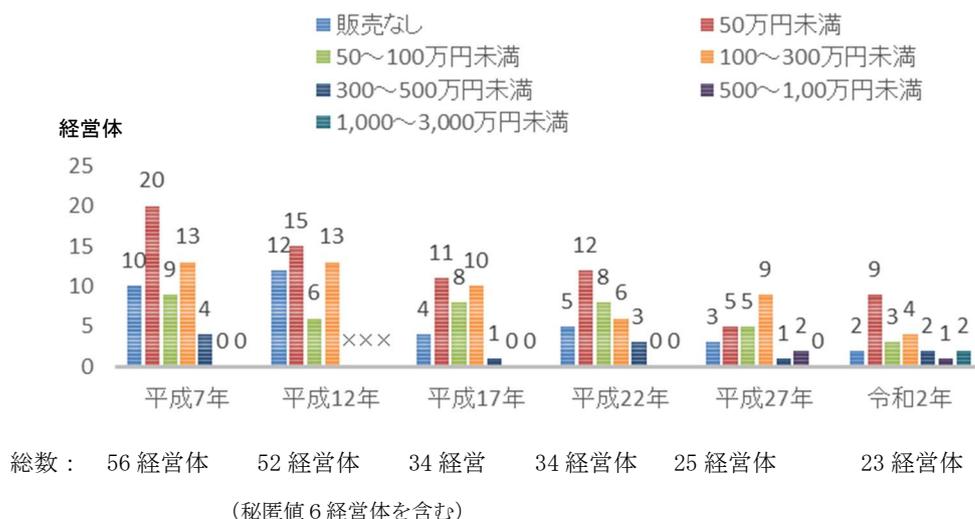
※農業産出額：その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。

(3) 農産物販売金額

令和2年の農産物販売金額規模別経営体で見ると、販売なしが2経営体、50万円未満が9経営体、50～100万円未満が3経営体と100万円未満が全体の半数以上を占めており、100～300万円未満の4経営体を含めると78.2%となっています。また、500～1,000万円未満と1,000～3,000万円が3経営体となっています。

平成17年との比較では、全体の経営体が減少している中で、100～300万円未満が10経営体から4経営体、1,000～3,000万円未満が各2経営体と新たに出現しています。

〔農産物販売金額規模別経営体数の推移〕



資料：農林業センサス

※平成7年、12年は販売農家数。平成17年は、家族経営体数。平成22年、27年、令和2年は、農業経営体数。

※農業経営体：「経営耕地面積が30a以上の規模の農業」、又は「農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が農林業経営体の一定の外形基準以上の農業」、又は「農作業の受託の事業」を行う者。

※家族経営体：農業経営体のうち、個人経営（農家）及び1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）

※平成12年の農林業センサスの集計方法ではを2以下の数値を秘匿値として「×」で表記している。

※令和2年の農林業センサスより集計方法変更。集計方法変更に伴い表を修正。

(4) 農産物別作付面積・収穫量

野菜作付延べ面積は、バレイショが最も多くなっており、果樹面積は、クリ、ウメ、ブルーベリー、カキが上位を占めています。

花き類は、切花・切葉・切枝の面積が0.1haになります。

〔令和2年 野菜作付延べ面積順位〕

品目	面積(ha)	収穫量(t)
バレイショ	1.8	40
ダイコン	1.1	46
ネギ	0.9	19
ホウレンソウ	0.9	11
エダマメ	0.8	9
サトイモ	0.7	9
カンショ	0.7	13
ナス	0.6	55
ハクサイ	0.6	33
キュウリ	0.5	14

〔令和2年 主要果樹面積・収穫量〕

品目	面積(ha)	収穫量(t)
クリ	3.1	3
ウメ	2.3	3
ブルーベリー	1.8	6
カキ	1.5	12
ウンシュウミカン	0.5	0
ブドウ	0.3	2

〔令和2年 花き類の面積・出荷量〕

品目	面積(ha)	出荷量 (千本・鉢・球)
切花・切葉・切枝	0.1	4
球根	-	-
鉢もの	0.0	0
花壇用苗もの	0.0	4

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（令和3年度）

東京都畜産関係統計資料

※表示単位に満たないものは、「0」「0.0」で表記。

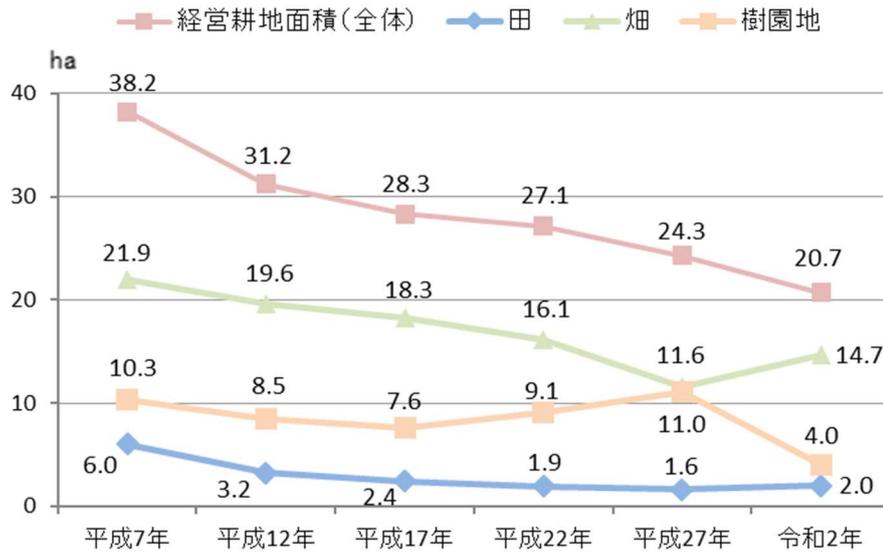
※該当なしは「-」で表記。

(5) 経営耕地面積

令和2年の経営耕地面積は、畑が14.7ha、樹園地が4.0ha、田が2.0haであり、畑が経営耕地面積の71.0%を占めています。平成7年から令和2年までの推移では、田が6.0haから2.0ha、畑が21.9haから14.7haに減少しています。樹園地は平成7年の10.3haから平成17年までは減少していますが、その後増加し平成27年には11.0haとなりましたが、令和2年は4.0haへ大幅に減少しました。

経営耕地面積規模でみた農業経営体の令和2年の経営耕地面積は、0.5ha以上の経営体は17.3ha（全体の83.5%）、そのうちの1ha以上の経営体は13.3ha（同64.3%）となっています。平成22年のそれは、0.5ha以上経営体は24.0ha（同88.6%）、うち1ha以上は13.7ha（同50.6%）でしたから、ここ10年の変化では1ha以上の規模の大きな経営体の経営耕地面積は維持されている状況がうかがえます。

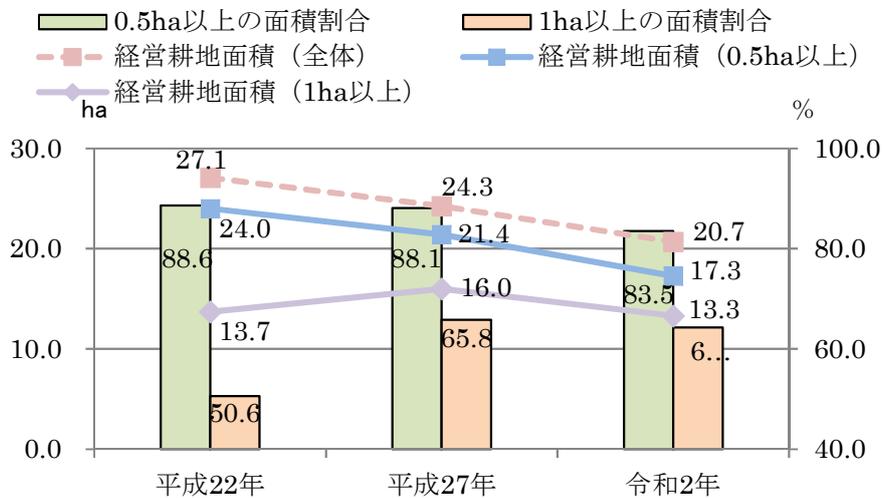
〔経営耕地面積の推移〕 ※ 市外農地含む



資料：農林業センサス

注) 平成7年、12年は、販売農家。平成17年は、家族経営体。平成22年、27年、令和2年は、農業経営体の数値。
 ※経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。〔経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地〕。

〔経営耕地面積0.5ha以上の経営体の経営耕地面積の推移〕



資料：農林業センサス 平成17年以前はデータなし。

(6) 獣害の状況

近年、区部などの都市部においても、ハクビシン・アライグマ等の中型野生獣による農作物被害が続いており、隣接する八王子市ではツキノワグマの目撃情報があり、多摩市内でも猿の目撃情報があるなど種も多様化しています。JAでは箱罾による中型野生獣の捕獲などの取組を行っております。

〔市内の中型野生獣捕獲件数〕

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
アライグマ	13	2	2	15	3	7
ハクビシン	2	0	4	7	4	2
タヌキ	4	4	15	6	10	3
アナグマ	0	1	0	2	5	0

資料：JA 東京みなみ多摩支店より

4 農業者の状況

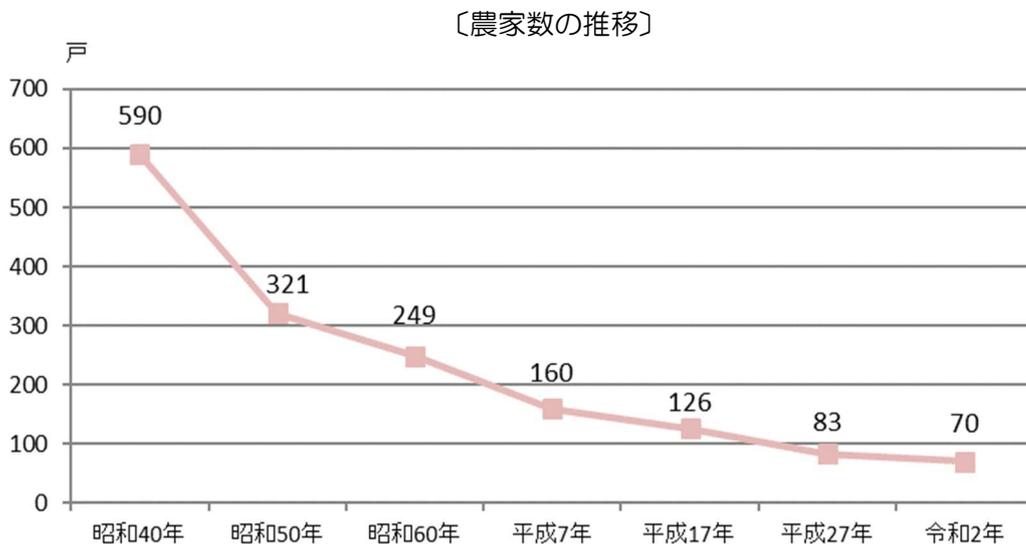
(1) 農家数・農業の担い手

① 農家数

令和2年の農家数は70戸で、総世帯(69,204世帯)の0.1%となっています。

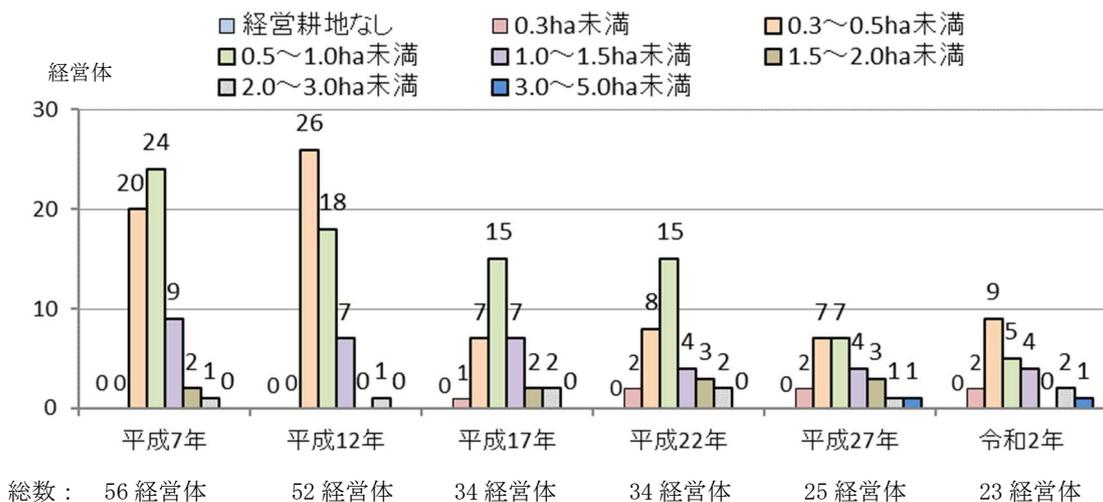
農家数の推移では、多摩ニュータウン開発の影響を受けた昭和40年から50年の10年間で、590戸から321戸と269戸減少し、年間約27戸の減少となっています。一方、平成17年と令和2年では、農家数が126戸から70戸に減少し、年間約4戸の緩やかな減少となっています。

農業経営体は平成17年から令和2年に、34経営体から23経営体に11経営体減少しています。経営耕地面積別でみると、0.5～1.0ヘクタール経営体が15から5へ大きく減少し、全体に占める割合も44.1%から21.7%へ大きく低下しました。1ha以上の経営体は11から7へ4経営体減少しました。令和2年の1ha以上の経営体数は全体の30.4%ですが、既にふれたように経営耕地面積では全体の64.3%を占めています。



資料：農林業センサス

〔経営耕地面積規模別経営体の推移〕



資料：農林業センサス

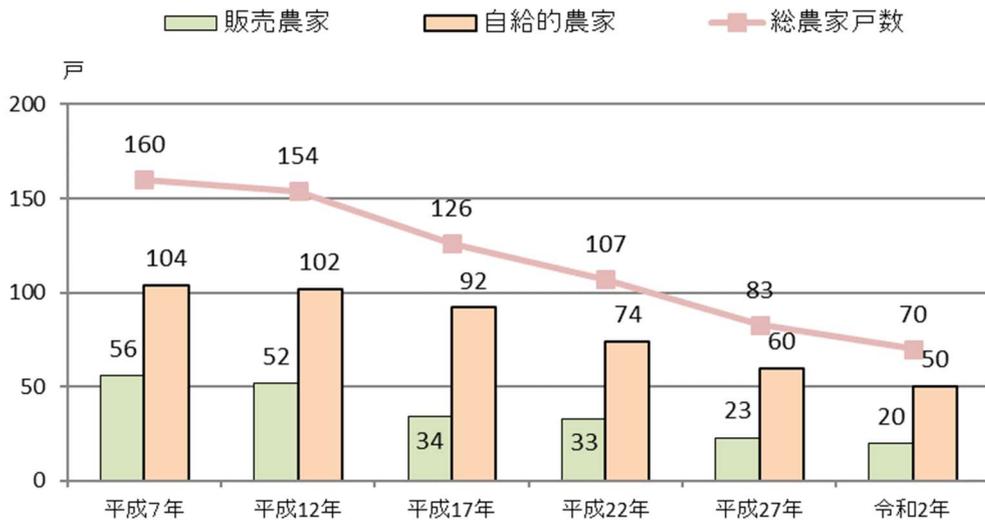
注) 平成7年、12年は販売農家数。

②販売農家と自給的農家

平成7年から令和2年の推移で見ると、農家数が160戸から70戸と約6割の減少に対して、販売農家は56戸から20戸と約6割の減少、自給的農家は104戸から50戸と約5割の減少となっています。令和2年では、販売農家20戸に対して、自給的農家は50戸であり、全体の7割が自給的農家となっています。

また、販売農家について主副業別で見ると、主業農家は平成17年以降急増していますが、これは準主業農家から移行したものと考えられます。平成22年から令和2年の推移では、主業農家が8戸から1戸へ大幅減少、準主業農家が14戸から9戸へ減少、副業的農家が11戸から12戸と微増しています。

〔販売・自給的農家の推移〕



資料：農林業センサス

※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農家販売額が50万円以上の農家。

※自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農家販売額が50万円未満の農家。

〔主副業別農家数の推移（販売農家）〕

(単位:戸)

年	主業農家		準主業農家	副業的農家	
		うち 65歳未満 農業専従者 がいる			うち 65歳未満 農業専従者 がいる
平成7年	1	1	30	21	25
平成12年	0	0	27	19	25
平成17年	8	6	15	11	11
平成22年	8	8	14	10	11
平成27年	4	3	9	7	10
令和2年	1	1	9	5	12

資料：農林業センサス

※主業農家：農業所得が主（所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

※準主業農家：農外所得が主（所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

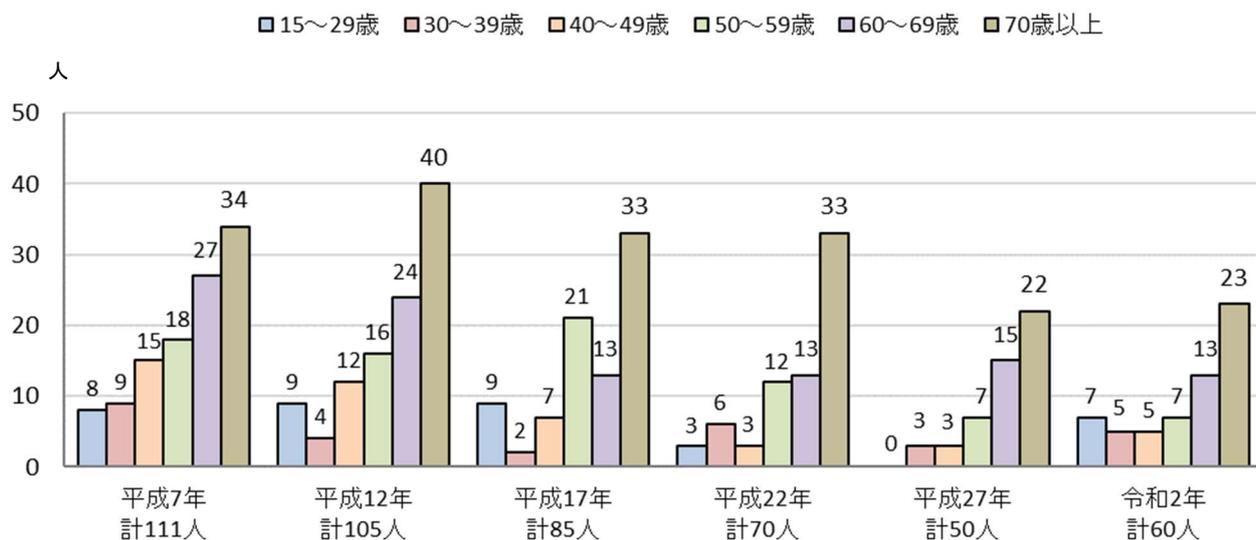
※副業的農家：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。

③農業就業人口

平成12年から令和2年の20年間の推移を見ると、105人から60人と約4割へ減少しており、平成12年～22年、平成22年～令和2年の各10年間では、前半の10年で35人の減少、後半の10年で10人の減少となっています。

年齢区分で見ると、令和2年で50歳代が7人、60歳代が13人、70歳以上が23人と高齢化しており、平成7年から令和2年のいずれの年も70歳以上が最も多く、5割近くを占めています。

〔農業就業人口の推移〕



資料：農林業センサス

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、1年間に自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。



多摩市役所職員
ニャンとも TAMA 三郎®
(農政バージョン)

④認定農業者数

認定農業者制度は平成21年から実施しており、令和5年時点で12経営体が認定を受けています。

〔認定状況〕

(単位：経営体)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
経営体数	5	4	4	4	4	5	5	7	9	10	12
家族経営 協定締結 経営体数	0	0	0	0	0	1	1	2	3	4	5

〈経営モデル〉

- I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

認定者	認定期間	経営モデル
A	H22.3.29～H27.3.28 R5.4.1～R10.4.1	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
B	H22.3.29～H27.3.28 H27.4.1～R2.3.31 R2.4.1～R7.3.31	IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
C	H22.3.29～H27.3.28 H27.4.1～R2.3.31 R2.4.1～R7.3.31	II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業 III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
D	H22.3.29～H27.3.28 H27.4.1～R2.3.31 R2.4.1～R7.3.31	II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業 IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
E	H23.3.28～H28.3.27 H28.3.28～R3.3.27 R3.4.1～R8.3.31	IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
F	H30.7.1～R5.6.30 R5.7.1～R10.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
G	R2.4.1～R7.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
H	R2.4.1～R7.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
I	R3.4.1～R8.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
J	R3.4.1～R8.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
K	R4.4.1～R9.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
L	R5.4.1～R10.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業

資料：市資料

⑤農業後継者（販売農家）

令和2年の販売農家数23戸のうち、同居している農業後継者がいるのは11戸です。

平成22年と令和2年の比較では、同居農業後継者の比率は、平成22年で57.6%、令和2年で55.0%と減少しています。（令和2年は販売農家戸数20戸で算出）

〔農業後継者の有無別農家数〕

年次	販売農家 計	同居農業後継者がいる			同居農業後継者 がいない
		小計	男	女	
平成 22 年	33	19	17	2	14
平成 27 年	23	11	10	1	12
令和 2 年	23	11	10	1	12

資料：農林業センサス

※平成17年以前は区市町村別データなし。

※令和2年より集計方法変更。集計方法変更に伴い表を修正。

※農家数について、平成27年までは販売農家数、令和2年は農業経営体数で集計している。ちなみに令和2年時点での販売農家は20戸である。

(2) 環境保全型農業の取り組み

環境保全型農業の取り組みは、平成 27 年で化学肥料の低減が 7 経営体、農薬の低減が 12 経営体、堆肥による土作りが 9 経営体の 28 経営体（延べ）で取り組んでいます。平成 17 年との比較では、化学肥料の低減が 12 経営体から 7 経営体に減少し、農薬の低減が 17 経営体から 12 経営体に減少、堆肥による土作りが 22 経営体から 9 経営体に減少しています。

ただし、この数値の減少は総農家数自体の減少による影響が大きく、農家意向調査結果を見ると、今後の農業経営についての設問で「化学肥料などを極力使用しない有機的農業」をあげる農業者も多く、行政に力を入れてもらいたい農業施策の設問でも「環境保全型農業の推進」の回答が上位であったことから、市内農業者の環境保全型農業への関心はむしろ高まっているとも言えます。なお、令和 2 年以降は集計方法が変更となったためデータが存在しません。

東京都エコ農産物認証※1 生産者の状況は、令和 5 年度、6 人が認証を受けており、4 人が「東京エコ 50」、他は「東京エコ 25」となっています。

また農林業センサス 2020 によると、市内では 3 経営体の農業者が有機農法※2 に取り組んでいるとのこと。

※1 東京都エコ農産物認証制度：土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上（東京エコ 25）、50%以上（東京エコ 50）、不使用の 3 区分で認証し、都が認証農産物の安全性を確認し PR をする。

資料：東京都産業労働局ホームページ

※2 有機農法：化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。また、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

資料：農林業センサス

(3) 農業者団体の状況

市内では、農家で組織される様々な団体が組織され活動しています。

〔農業団体の活動内容〕

団体・協議会等	主な活動内容
多摩市農業団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市内農業のPRと消費者とのふれあいの場として「いきいき市農産物直売所」を運営 ・市内の農業関連組織5団体（椎茸生産組合、園芸部、学校給食連絡協議会、即売推進協議会、青壮年部）のとりまとめ団体として、団体間の交流活動や視察研修会の開催
多摩市椎茸生産組合	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の椎茸活着診断の巡回指導 ・椎茸栽培資材（原木・種駒）の共同購入 ・植菌済ホダ木の幹旋 ・椎茸・その他様々な品種の茸類を仕入れ、組合員に安価で販売し、導入品種検討のために栽培を行う ・市民向け植菌講習会 ・稲城市特殊林産組合との合同研修
多摩市園芸部	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと多摩夏まつり「朝顔市」に出荷する朝顔を生産 ・朝顔市で朝顔の生産過程をパネル展示し、広く市民に都市農業をPR ・朝顔市の巡回指導等により栽培技術の向上、品質の均一化 ・野菜苗の即売で良質な苗を供給し、市民が農業に触れる機会を提供
多摩市学校給食連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食へ農作物の供給 ・食育教育に関する事業 ・講習や新たな品種の導入
多摩市農産物即売推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の販売資材を使用することで農産物規格の統一 ・試験栽培による農業技術向上と新品種の選定・導入 ・市内各種イベントの参加によるPR活動 ・チラシ作成などによる即売と農業のPR
多摩地区青壮年部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農政推進運動 ・都市農業PR運動 ・地産地消推進運動

(4) 女性農業者の取り組み

多摩市では、農家の配偶者が農業に携わる機会が多く、家族経営協定に基づき認定農業者となっている女性農業者が1名いるほか、自ら農家レストランを経営している方もいます。

生産面においては、市民の認知度が高い「朝顔市」で販売する朝顔の栽培は、女性農業者が大いに貢献しています。

また、農業委員会への女性の参画については、農業委員会等に関する法律が改正され、新制度による農業委員会がスタートした平成29年度からは、13名の農業委員中3名の女性農業委員がおり、その割合は23.1%と都内平均9.2%を大きく上回り、東京都内では島しょ部を除き上位となっています。

（令和4年6月農林水産省経営局「令和3年度 農業委員への女性の参画状況」より）

5 現在の農業振興施策

(1) 農業経営支援の取り組み

① 都市農業推進補助金

多摩市では、農業経営の安定化と都市機能としても重要な役割を果たす農地の保全を図り、市内の農産物の供給の確保を目的とした都市農業推進補助金制度を設けて、市内の農業者、農業団体の経営支援を行っています。

② 認定農業者制度

多摩市では、効率的かつ安定的な農業経営の目標を立て、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を支援する仕組みである農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を設けて、意欲ある農業者の取り組みを支援しています。

(2) 共同直売所等の支援

多摩市では、農家が組織する団体が運営する共同直売所に対して、情報発信や補助金などにより支援を行い、市民の方々に新鮮で安全安心な農産物を供給できるよう取り組みを行っております。

また、農家の共同組織である J A 東京みなみにおいても多摩支店や日野万願寺直売所で販売を行っています。

このほか、永山駅前の商業施設内に長野県富士見町(友好都市)と共同でアンテナショップを設置し、ここでも市内産農産物の販売を行っています。

〔共同直売所等の状況〕

① いきいき市

所 在：多摩市一ノ宮 2 丁目

運 営：多摩市農業団体連絡協議会

営業日：毎週月曜、木曜日、土曜日



② グリーンショップ多摩

所 在：多摩市関戸 6 丁目 J A 東京みなみ多摩支店

運 営：J A 東京みなみ

営業日：月～土曜日



③ Farmer's market 東京 みなみの恵み

所 在：日野市万願寺6丁目

運 営：JA東京みなみ

営業日：月～日曜日（水曜定休）



④ 多摩市&長野県富士見町共同アンテナショップ「Ponte」（ポンテ）

所 在：多摩市永山1丁目

運 営：株式会社エマリコくにたち

営業日：月～日曜日（定休日は年数回）



資料：多摩市ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ、みなみの恵みより写真提供

（3）担い手対策

①援農ボランティア講習会

農家の高齢化にともなう人手不足や業務拡大の担い手支援策として、平成 27 年度より「援農ボランティア講習会」を実施しています。

講習の内容としては、座学での講義、ボランティア受入農家の畑での個別実習、全体講習、交流会などを行っています。令和 2 年度からは地域援農ボランティア養成事業「東京の青空塾」とも連携しており、座学・視察研修に参加をしています。

講習会修了生は、農作業を支援する「援農ボランティア」として活動しており、修了生が援農ボランティアとして定着する割合は年々上がっています。



受入農家での講習受講中の様子



全体講習（サトイモ収穫作業）の様子

〔多摩市援農ボランティア制度 ボランティア・農家の推移〕

	講習会修了生	継続ボランティア※1	講習生受入農家	協力農家※2
平成 27 年度	13 名		5 件	
平成 28 年度	4 名	6 名	4 件	2 件
平成 29 年度	5 名	8 名	5 件	2 件
平成 30 年度	12 名	12 名	7 件	4 件
令和元年度	10 名	24 名	9 件	6 件
令和 2 年度	15 名	29 名	8 件	7 件
令和 3 年度	21 名	35 名	9 件	4 件
令和 4 年度	9 名	54 名	7 件	4 件
令和 5 年度	5 名※3	53 名	5 件	6 件

※1 継続ボランティアとはボランティア講習を修了し、そのまま現在もボランティアを継続している者を指す。援農ボランティア名簿に登録され、市内農家からの派遣要請があった場合には募集をかける

※2 協力農家とは、講習生を受け入れていないが、以前に講習生を受け入れて、現在ボランティアとして活用中の農家や全体講習などの講師をしていただいている農家を指す

※3 令和 5 年度については講習生人数。

②後継者等への就農支援

多摩市では、J A 東京みなみや南多摩農業改良普及センター、農林水産振興財団が行う様々な就農に関するセミナー等の案内を行っています。

【フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー】

主催：東京都 J A 東京中央会

内容：農業後継者や新規就農者が基礎的・実践的な農業技術や経営管理を学ぶ研修。全体研修と地区研修があり、全体研修では流通、経営、都市農政等について講演、視察研修を実施。地区研修は野菜、果樹、花き、植木、畜産の 5 コースから選択し、講義、視察など通じ基礎知識を学ぶ。

【J A 東京みなみ農業大学シニア就農者基礎講座】

主催：J A 東京みなみ 支援：農業改良普及センター

内容：会社を定年・退職し、新たに農業に従事した農業者を対象に、J A 東京みなみ管内の栽培技術の高い農家を講師として、主に野菜栽培の育苗、出荷調整等の実習により技術を学ぶ講座。

【東京農業アカデミー】

主催：公益財団法人 東京都農林水産振興財団

場所：東京都八王子市大谷町 1 0 1 3 （八王子研修農場）

内容：東京農業の新たな担い手を育成するため、都内で就農を目指す方を対象として 2 年間のカリキュラムの中で、農業全般に関わる座学研修から、就農に結び付く実践的な実習研修を行います。

(4) 学校給食への供給

市内産農産物の販路拡大と市内小中学生への食育の取り組みとして平成7年から学校給食に供給を開始しました。

納品量も増加し、農作物を納品している農家による「多摩市学校給食連絡協議会」とJA東京みなみ及び市内小中学校の栄養士が年に2～3回の話し合いを行い、計画的な作付け等を行っています。

(5) 特産品開発の推進

多摩市では、平成6年から市内産の農産物を活用した特産品の開発を始め、現在様々な商品が販売されています。

① 多摩の地酒「原峰のいずみ」

多摩市産の米100%使用平成8年から販売開始

令和5年を最後に生産しておらず、在庫無くなり次第販売終了。



② 手作り味噌「原峰のかおり」

酒造好適米のうち酒米として出荷できなかった米の有効利用から始まり、市内産米と麦、市内産及び国産大豆を使用。平成13年から販売開始。

令和5年を最後に生産しておらず、在庫無くなり次第販売終了。



③ おらが町の梅酒「白加賀（しらかが）」

多摩市で収穫される白加賀梅を100%使用。平成25年から販売開始。

令和4年を最後に生産終了。

令和5年には在庫も販売終了。



④ 桜ぼるぼろん

全国に多摩市を知ってもらう取り組みとして産学官連携で構成する「多摩市の手みやげプロジェクト」で誕生。市内産の桜の塩漬けを使用。

平成25年から販売開始。



⑤ 焼きかりんとう多摩の散歩道

市内産地粉を使用したうどんの麺と多摩の味噌「原峰のかおり」をベースにした特製タレを使用。

平成 28 年から販売開始。



⑥ たまっ子ベリー

多摩市の学校給食センターと農家の意見交換会から誕生。当初は学校給食用として生産を始め、現在は一般販売開始。市内産のブルーベリーで作ったゼリー。

平成 27 年から販売開始（季節限定）。

令和元年で生産終了。

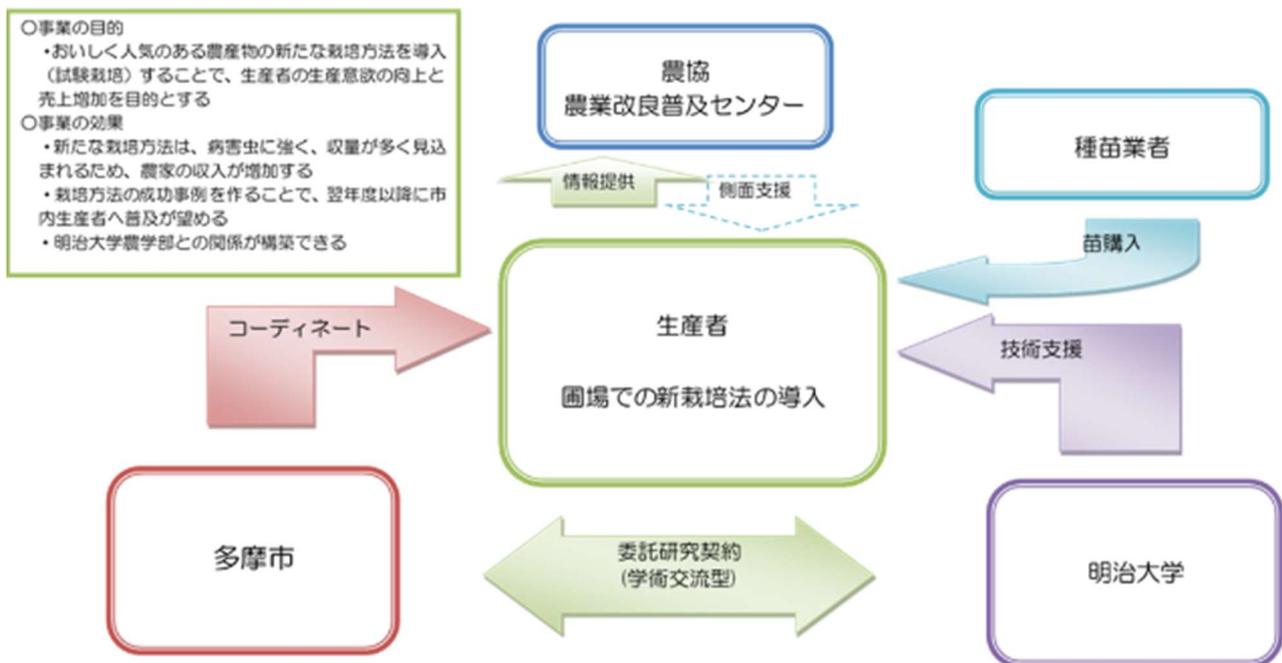


資料：多摩市公式ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri J A 東京みなみホームページより

⑥ 特産農産物導入支援事業

明治大学との連携事業として、平成 29 年度よりミニトマトのソバージュ栽培[®]とアスパラガスの採りつきり栽培[®]を市内農地で試験栽培・巡回指導を行っています。

明治大学連携 特産農産物導入支援業務 スキーム



(6) 農業イベント、農業情報の発信

①ふるさと多摩夏まつり

都市農業の新たな展開と市の名物を作ろうと検討が開始され、朝顔生産がはじまり、昭和 56 年に最初の品評会が行われました。それ以降「ふるさと多摩夏まつり 朝顔市」として現在まで続いています。地元農家が丹精込めて育てた 700 鉢を超える朝顔が並ぶ「朝顔市」を中心に、地場野菜の販売や地元商店会によるイベントなど、夏の訪れを告げる風物詩として開催しており、市民に親しまれています。

資料：多摩市ホームページ



朝顔市チラシ

②多摩市の農産物応援サイト「agri agri」

市内で見つけた四季折々の「農」のある風景や、がんばっている農家さんたちの様子、「農」を通じた地域の人々の交流などを紹介しているホームページです。また、ブログ、Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram でも幅広く発信しています。

資料：多摩市ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ



多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ

(7) 農業体験や交流機会の提供

①家庭菜園・体験型市民農園

多摩市では、市民農園として家庭菜園の名称で市が地元の農家から土地を借りて 7ヶ所、296 区画開設し、市民が趣味で野菜作りを楽しめる場として貸し出しています。

また、農家が開設する農園である体験型市民農園は、農園主の作付計画のもと、指導を受けながら野菜作りが楽しめます。(3ヶ所、106 区画)

〔家庭菜園 (令和5年4月現在)〕

NO.	菜園名	所在地	区画面積	区画数
1	乞田	豊ヶ丘 1-1-3	10 m ²	30
	和田第二	和田 366-14	10 m ²	22
2	上和田	和田 2117-1	20 m ²	36
3	落川	落川 1139-1	20 m ²	65
4	かじやの台	和田 2115	10 m ²	98
5	くるまぼり	東寺方 1-15	10 m ²	26
6	一ノ宮	一ノ宮 4-20-16	10 m ²	19

※ 令和元年度末で和田第 2 菜園は閉鎖

〔体験型市民農園（令和5年4月現在）〕

No.	菜園名	所在地	区画面積	区画数
1	多摩有機農法塾	連光寺 6-16-2	30 m ²	25
2	ふれあいファーム	一ノ宮 1-13-18	30 m ²	21
	多摩落川 新倉体験農園	落川 1231-1	3 m ² ~8 m ²	60

※ 令和2年度より多摩落川 新倉体験農園は都市農地貸借円滑化法による賃貸借にて、民間事業者開設型の体験型市民農園に移行

資料：多摩市ホームページ

②家族体験農業

市内4ヶ所の畑で、子どもたちやその家族が農業委員の指導を受けて、さつま芋や落花生など、苗の作付けから収穫までの一連の農作業の一部を体験する児童館との共催事業です。

この事業を通じて、子どもたちが農業に関心を持ち、収穫する野菜や食物を身近に感じ、日々の食を大切にする心を育むとともに、野菜の栽培育成過程や土とのふれあいを深めることにより、農への理解をはじめ、その学習効果及び情緒的な心の育成を目的としています。



③農業ウォッチングラリー

市内農地は、多摩ニュータウンを中心とした都市開発の中で急速に減少していますが、現在でも貴重な農産物を栽培する農地は、市街地の中に存在しています。

このような貴重な農地を歩いて巡り、そこで栽培されている新鮮な農産物を収穫し、市内の農地の再発見やその有効性を多くの市民の方に理解してもらいます。都市化の進む多摩市において、市民と交流するふれあい農業を実現することで、都市の農業が共存するまちとなることを目的としています。



④小中学校での農業授業への協力

農業者は、市内の小中学校からの要請を受けて、総合的な学習の時間のゲストティーチャー、田植え指導や座学、グリーンカーテン作り、小学生の社会科見学として農家の畑の見学、中学生の職場体験の受け入れ等の協力を行っています。

⑤農業者と消費者との交流事業

農業者が消費者ニーズを把握する場、そして消費者である市民が生産農家の現状を理解する場として、たま食育フェスタでの情報発信や、市内で採れた農産物を料理して食べるイベントなどの市内農業者と消費者による交流事業を実施しています。

⑥災害時の協力

災害時に必要となる食糧、食料品及び日用品等の救護物資の供給について、JA東京グループと多摩市の間で協定を締結しています（JA東京グループ災害協定：平成20年6月締結）。



市内小学校での農業授業の様子

6 農業者・市民の意向把握

(1) 農家・市民意向調査

プランの中間見直しにあたり、農業者及び市民の農業・農地に関する意向を把握するために、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

①農家意向調査・市民意向調査の概要

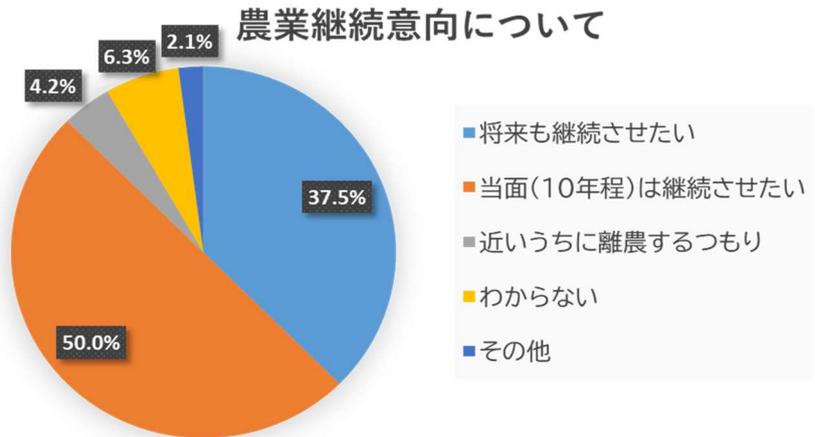
	農家意向調査	市民意向調査
調査対象	一定規模の農地を所有する市内農業者 71 戸を対象に実施	無作為抽出により選ばれた 23 歳以上の市民 500 人を対象に実施
調査期間	令和 5 年 7 月 7 日～7 月 21 日	令和 5 年 7 月 7 日～7 月 21 日
調査方法	郵送による配付回収	Logo フォームへの回答 一部電話による聞き取り
配付数	71 票	500 票
有効回収数	48 票	115 票
有効回収率	67.6%	23.0%
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の属性 家族構成・人数／農業の従事状況・人数／後継者／農業継続意向／認定農業者制度の認知度／援農ボランティア制度の認知度 ○農業の状況 販売方法・販売先／今後の農業経営／農業所得目標／経営上不安なこと ○市民との交流等について どんな交流を望むか ○農地について 農地の貸借意向／市民農園開設意向／宅地農地の今後の方向 ○今後の農業施策の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○多摩市農業について 農業の認知度／居住地の農地／特産品の認知度 ○農地について 農地の減少に対する評価／農地への期待 ○農産物の購入 購入場所／市内農産物の購入場所・意向／農産物の安全性／市内農産物への要望 ○農業とのふれあい 農とのふれあい事業の参加／今後の参加意向 ○回答者の属性 年齢／居住地区／農業への関心・経験
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者は世帯主が 92%、配偶者が 4%、後継者が 4% ・本人以外の従事者は、本人のみが 6 件、子どもが 15 件、配偶者が 30 件、親が 3 件、二親等以内の親族が 5 件、その他が 2 件 ・農業従事状況は、「年間 150 日以上」が 45.0%、「年間 60 日未満」が 28.8%、「年間 60～149 日」が 26.1% ・後継者は、「今はわからない」が 43.7%、「現在就農している後継者がいる」が 16.6%、「後継者となる者がいる」が 18.7%、「農業の後継者はいない」が 16.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢は、「65 歳以上」が 44.3%、「60 歳～65 歳未満」が 5.2%、「45～60 歳未満」が 21.7%、「30～45 歳未満」が 25.2%、「30 歳未満」が 2.6% ・お住まいの地域は「NT 地区」が 67.0%、「既存地区」が 33.0% ・農業への関心は「ある」が 53.3%、「わからない」が 25.2%、「関心がない」が 16.5% ・農業体験は「経験がない」が 72.1%、「以前経験した」が 20.8%、「今も経験している」が 6.9%

②農家意向調査の概要

9割近い農家が農業継続意向を示しています。後継者のいる農家はおよそ4割です。
 援農ボランティアは、制度自体は知っているものの活用意向は低い状態です。

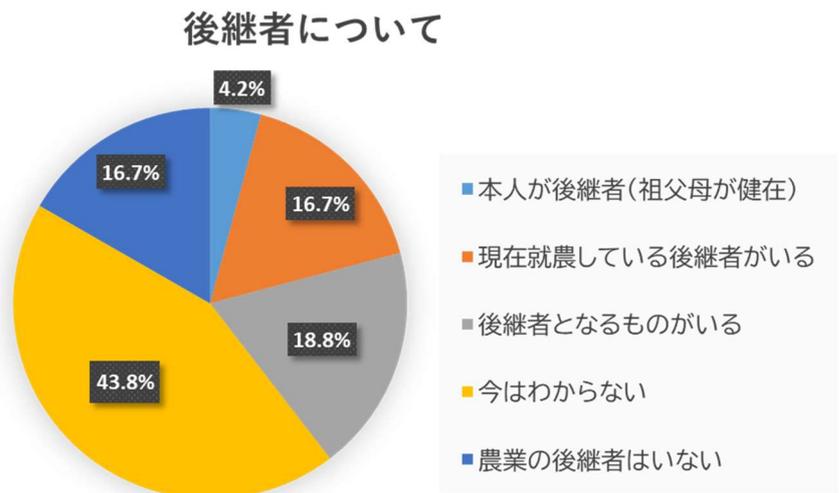
●今後の農業継続意向

「将来も継続させたい」が37.5%、「当面は継続したい」が50.0%であり、農業継続意向のある農家は87.5%と9割近い農家が農業継続意向を示しています。



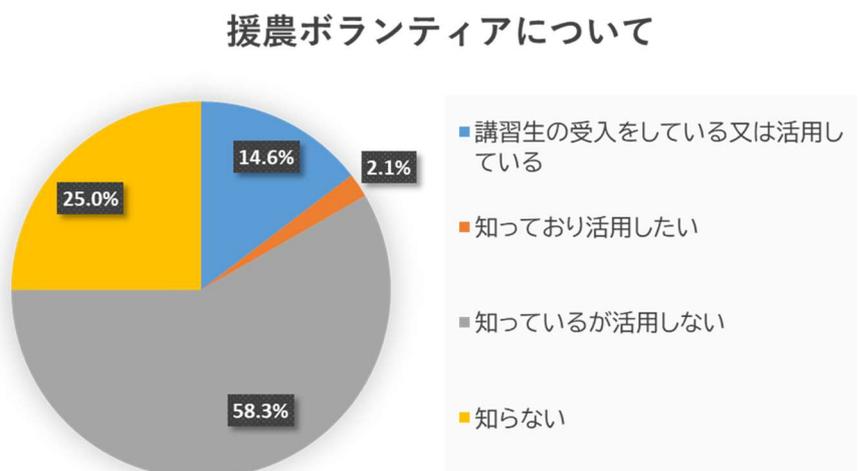
●後継者について

「今はわからない」が43.8%と最も多いものの「本人が後継者」「現在就農している後継者がいる」「後継者となるものがある」を合わせて39.6%と4割近く後継者のいる農家があります。



●援農ボランティアについて

「知っているが活用しない」が58.3%と最も多く、他人が自分の農地に入ることに抵抗がある農家が多いと思われます。また、制度を「知らない」も25.0%となっており、制度のさらなる周知が必要だと思われます。

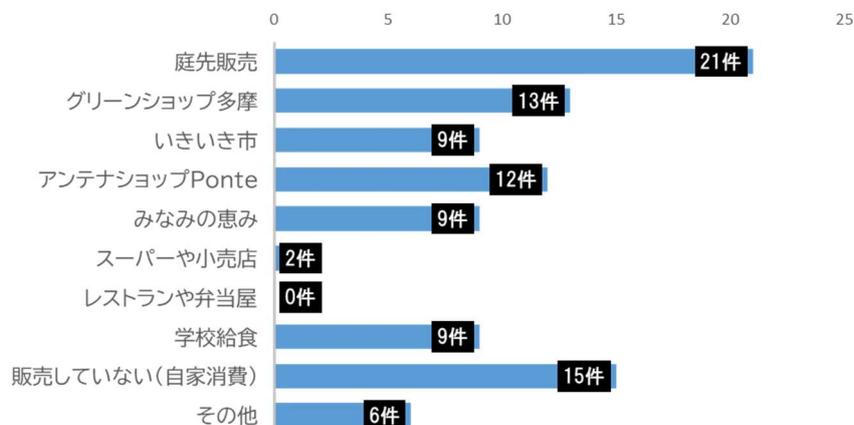


農産物販売は、庭先販売や共同直売所への出荷が多く、スーパーや小売店の販売は少なく多摩市内多くの農家の少量多品目栽培に沿った販売方法となっています

●農産物の販売方法・販売先

販売先は「庭先販売」が21件と最も多く、次いで「グリーンショップ多摩」13件「アンテナショップ多摩」13件「アンテナショップPonte」12件と続きますが、自家消費のみの「販売していない」農家も15件あります。【複数回答】

農産物の販売方法・販売先

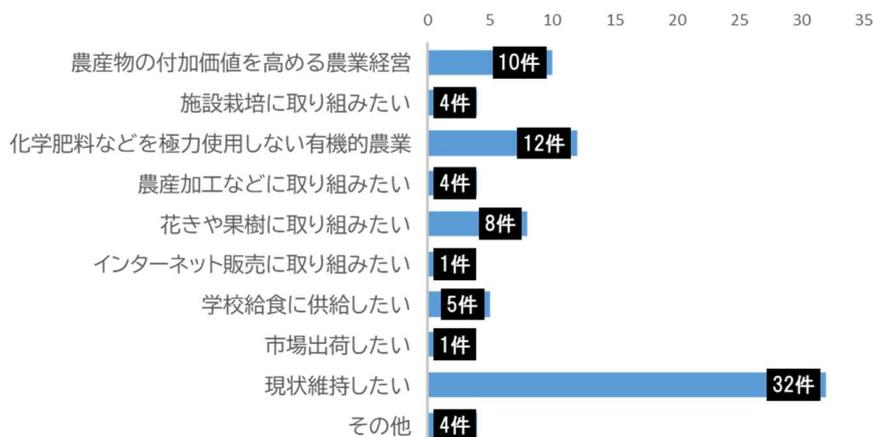


農業経営は現状維持が多く、自身の健康、税負担、後継者問題に不安を感じています

今後の農業経営について考えていること

●今後の農業経営について考えていること

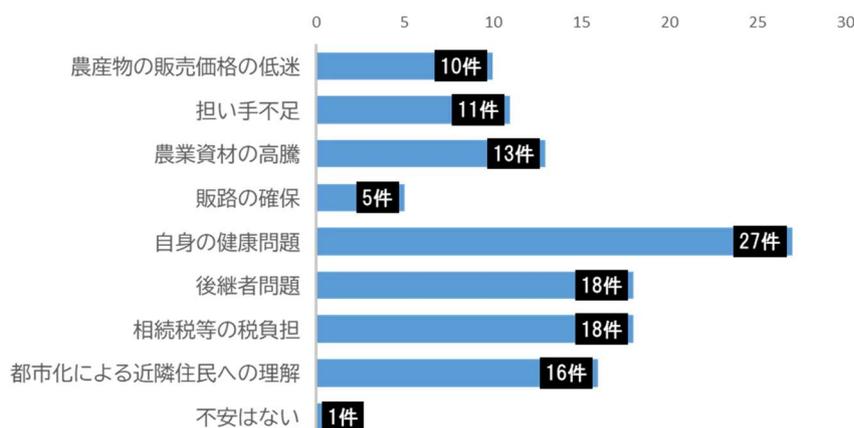
「現状を維持したい」が32件と最も多く、次いで「化学肥料などを極力使用しない有機的農業」12件「農産物の付加価値を高める農業経営（ブランド化）」10件と続きます。



●農業経営の不安について

「自身の健康問題」が27件と最も多く、次いで「後継者問題」「相続税等の税負担」いずれも18件と続きます。「都市化による近隣住民への理解」も16件と増加傾向にあります。

農業経営の不安について

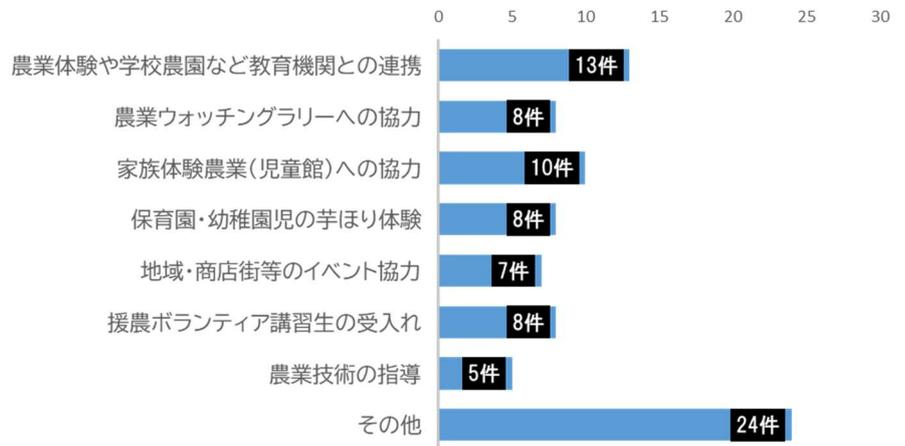


市民との交流を望む農家では、農業体験等の多様な交流を望んでいます

●市民との交流について

「その他（記入なし）」が24件と一番多かったものの、「農業体験や学校農園など教育機関との連携」13件、「家族体験農業（児童館）の協力」10件、「農業ウォッチングラリーへの協力」「保育所・幼稚園等の芋ほり体験」「援農ボランティア講習生の受け入れ」いずれも8件と、市民との交流を望む農家では多様な交流を望んでいます。

市民との交流について

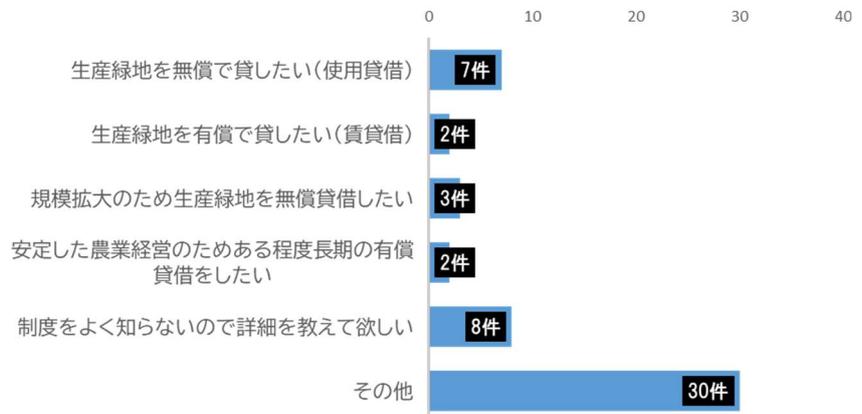


都市農地貸借円滑化法によって農地の貸借や市民農園の開設は容易になりましたが、農地の貸借意向も市民農園の開設意向もあまり高くありません

●農地貸借の意向確認

「その他（記入なし）」が30件と一番多く、次いで「制度をよく知らないので詳細を教えてください」8件となっており、都市農地貸借円滑化法により農地の貸借は容易になりましたが、多摩市内ではあまりニーズは無いようです。

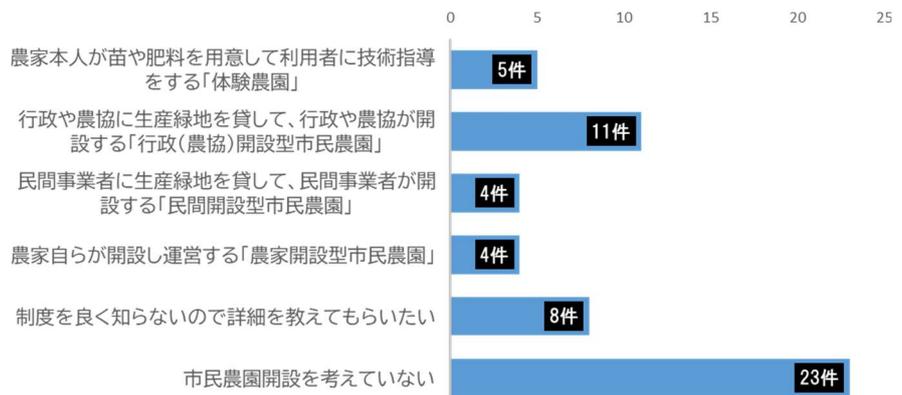
農地貸借の意向確認



●市民農園の開設意向

「市民農園開設を考えていない」が23件と一番多く、次いで「行政や農協に…」11件となっており、都市農地貸借円滑化法により市民農園開設も容易になりましたが、市民農園開設意向は低いようです。

市民農園の開設意向



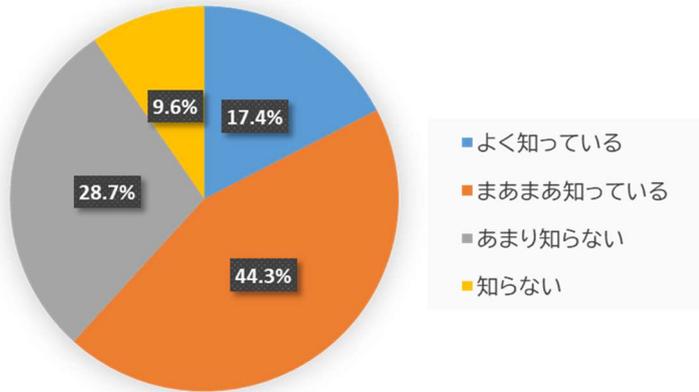
③市民意向調査の概要

多摩市農業の認知度は6割を超えています
 農地に対しては農地の持つ多面的機能の発揮が期待されています

多摩市農業の認知度

●多摩市農業の認知度

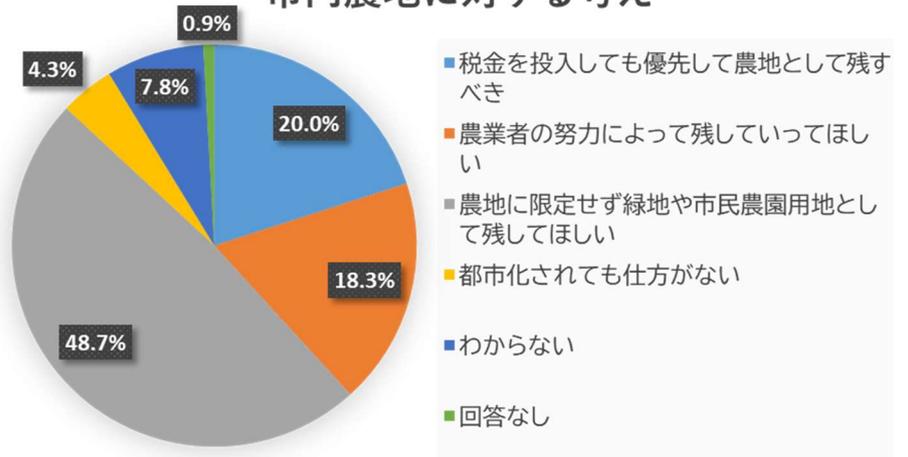
「まあまあ知っている」が44.3%と一番多く、「よく知っている」17.4%とあわせて6割強の認知度となっています



●市内農地に対する考え

「農地に限定せず緑地や市民農園用地として残してほしい」が48.7%と約半数を占めています。次いで「税金を投入しても優先的に農地として残すべき」20.0%「農業者の努力によって残して欲しい」18.3%となっています。また僅かではありますが「宅地化されても仕方がない」4.3%といった意見もあります

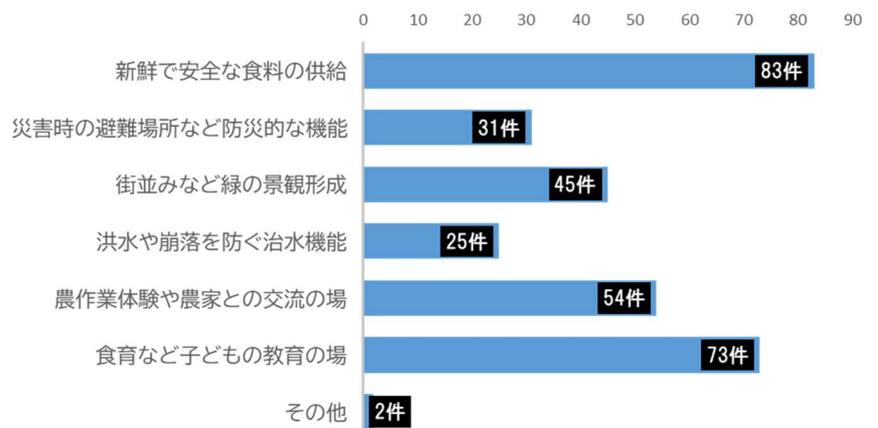
市内農地に対する考え



●農地に期待すること

農地本来の目的である「新鮮で安全な食料の供給」が83件と一番期待されている部分ではありますが、「食育など子どもの教育の場」73件「農作業体験や農家との交流の場」54件「街並みなど緑の景観形成」45件と、農地の持つ多面的機能にも期待する声があります。

農地に期待すること

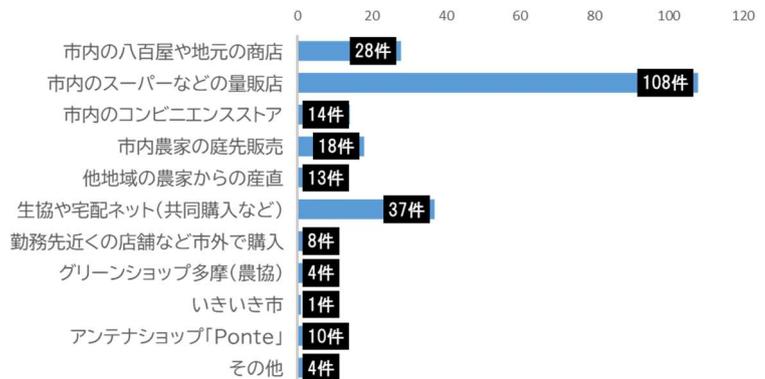


農産物の購入場所はスーパーなどの量販店が多く
市内農産物の購入機会を望む声があります

●日頃野菜を購入する場所

「市内のスーパーなどの量販店」が108件と圧倒的多数を占めていますが、「生協や宅配ネット（共同購入など）」も37件と、近年のコロナ禍の影響か、伸びを見せています。

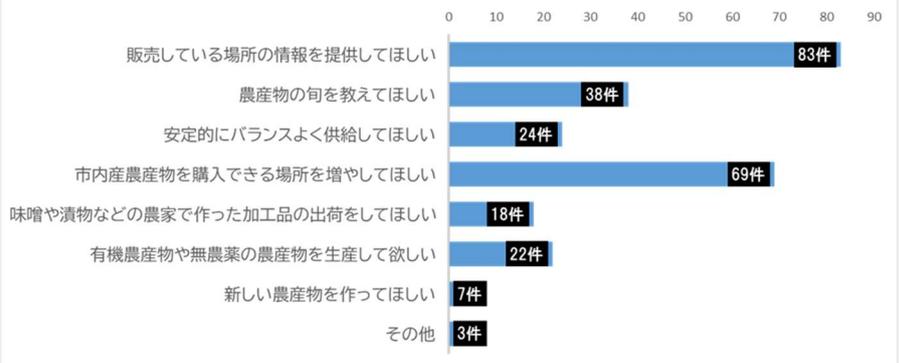
日頃野菜を購入する場所



●市内農産物への要望

「販売している場所の情報を提供してほしい」が83件と一番多く、次いで「市内農産物を購入できる場所を増やしてほしい」が69件と市内農産物の購入機会の増加を望む声が多くあります。

市内農産物への要望



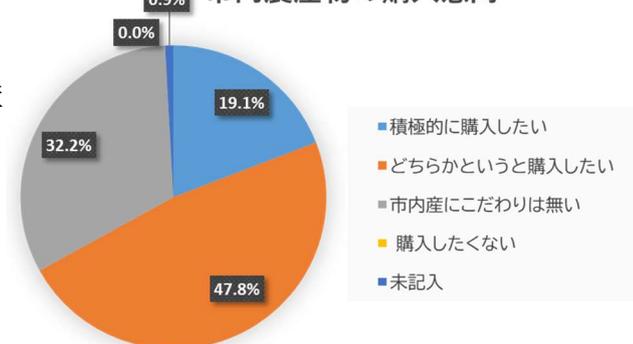
多摩市産野菜の購入意向は高く

農産物については安全・安心を求める声が多くあります

●市内農産物の購入意向

「どちらかというで購入したい」が47.8%、「積極的に購入したい」が19.1%と、市内産農産物の購入意向は7割近くを占めています。

市内農産物の購入意向



●農産物の安全性と購入

「有機農法や無農薬栽培など安全・安心を第一優先」が34.8%、「安全・安心を優先するが...」のうち「美味しさを優先」が31.3%「安いものを優先」が22.6%と農産物への安全・安心を求める声は9割近くを占めています

農作物の安全性と購入

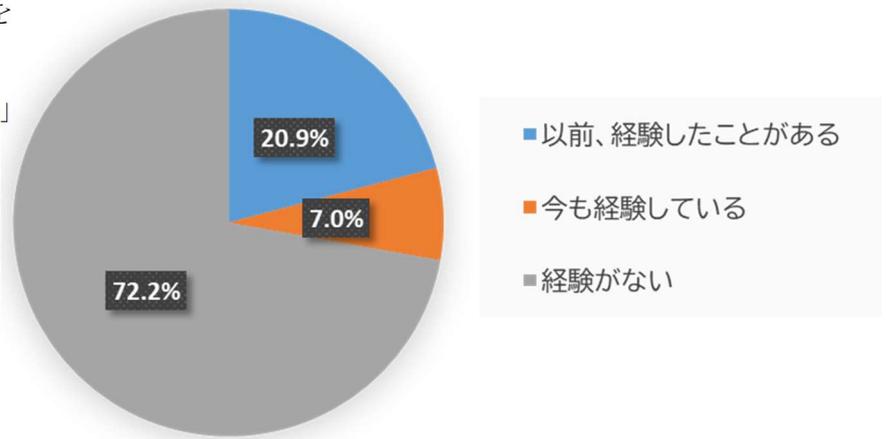


多摩市民の農業経験は経験なしが多数を占めています

●農業経験

「経験がない」が特に多く 72.2%を占め、「以前、経験をしたことがある」が 20.9%、「今も経験している」は 7.0%に過ぎません。

農業経験



農業ウォッチングラリーの様子



援農ボランティア受入農家講習の様子

(2) その他の農業者・市民意向把握

農家・市民意向調査の他に、下記の意向把握を行いました。

①農家ヒアリング：平成30年9月7日（金）に、市内農地を地区別に分けて抽出した11農業者を対象に実施。

②消費者意見箱：平成30年9月13日（木）から28日（金）までの間、グリーンショップ多摩前の「朝市」、「いきいき市」、アンテナショップ「Ponte」の購買客を対象に実施。

③障がい者団体アンケート：平成30年12月3日（月）に市内の障がい者施設20施設にアンケートを送付。

④市民フォーラム：平成30年10月28日（日）に市民及び農業者を対象に多摩市の農業の現状と本プランの考え方を示し意見交換を実施。令和5年10月21日（土）にはプラン改定にあたり再度市民フォーラムを実施。

7 隣接市との比較検討

多摩市は農地面積が少なく、そのため総土地面積に対する割合は1.9%、人口一人当たりの農地面積は2.6 m²/人と隣接市との比較では、最も少なくなっています。

生産緑地面積割合も、近隣市より低くなっていますが、生産緑地に占める相続税納税猶予農地の割合が43.5%と他市よりも高く、少ない農地ですが継続する可能性は高いと考えられます。

農業産出額も、農地面積が少ないことから、近隣市と比べて低くなっています。

〔隣接市との比較データ〕

項目	多摩市	稲城市	府中市	日野市	八王子市	町田市
総土地面積(km ²)	21.01	17.97	29.43	27.55	186.38	71.55
総人口(人)	147,528	93,007	260,253	187,304	561,758	430,385
総世帯数(世帯)	73,460	41,932	127,939	91,736	276,046	202,985
農地面積(ha)	38	123.4	117.1	135.5	781.4	500.9
(総土地面積に対する割合)	1.81%	6.87%	3.98%	4.92%	4.19%	7.00%
(人口に対する割合)m ² /人	2.58	13.27	4.50	7.23	13.91	11.64
A市街化区域内農地面積	38	123.4	117.1	135.5	358.6	282.9
B生産緑地面積(ha)	26.7	98.8	94.4	105.3	222.1	203
B/A	70.26%	80.06%	80.61%	77.71%	61.94%	71.76%
C相続税納税猶予農地面積	11.6	45.3	49.5	39.7	83.9	72.5
C/B	43.45%	45.85%	52.44%	37.70%	37.78%	35.71%
市街化調整区域内農地面積	-	-	-	-	422.8	218.0
農地面積(m ²)/人口	2.58	13.27	4.50	7.23	13.91	11.64
D農家数(戸)	70	222	276	273	1012	659
E販売農家数(戸)	20	151	143	120	324	279
自給的農家D-E(戸)	50	71	133	153	688	380
自給的農家率(%)	71.43%	31.98%	48.19%	56.04%	67.98%	57.66%
農業産出額合計(百万円)	121	1,047	417	895	2,526	1,881
産出額/農家(百万円)	1.7	4.7	1.5	3.3	2.5	2.9
産出額/人(円)	820	11,257	1,602	4,778	4,497	4,371
産出額/世帯(円)	1,647	24,969	3,259	9,756	9,151	9,267

資料：「令和3年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」より作成